

## 令和元年度（7月） 第4回浜北区協議会 次第

日時：令和元年7月25日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 協議事項

令和元年度浜松市市民活動表彰区長賞候補団体について【資料1】

### 3 その他

#### (1) その他

#### (2) 次回開催日程について

### 4 閉 会

## 第 9 号様式

区 分	□諮問事項    ■協議事項    □報告事項		
件 名	令和元年度浜松市市民活動表彰 区長賞候補団体について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【趣旨】</b> 浜松市市民活動表彰要綱第 3 条により区長が推薦し、同要綱第 6 条により区行政推進会議で審査した団体について、浜北区協議会に意見を求める。</p> <p>浜松市市民活動表彰要綱第 6 条 (審査) 第 6 条 区長は、第 3 条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成 1 9 年浜松市規則第 3 3 号）第 8 条に規定する区行政推進会議において審査を行った後、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて区長賞受賞団体を決定する。ただし、別途審査会を設置し区長賞受賞団体を決定する場合はこの限りでない。</p>		
対象の区協議会	浜北区協議会		
内 容	<p><b>【推薦理由】</b> 浜北郷土クラブは、平成元年に設立され今年で 3 1 年目を迎える。会員は浜北区内の小学校 1 年から中学校 3 年までの児童・生徒が中心だが、近年では他区からの会員も増えている。年間 1 5 回の体験活動を通して、違う年代の仲間もでき、親同士も親しくなる等、コミュニケーションの形成にも役立っている。平成 1 5 年度と平成 2 5 年度には「青少年団体等の顕彰」を受賞した。 浜北区及びその周辺の青少年の育成に貢献しており、今後の活動が期待される団体であるので、浜松市市民活動表彰区長賞の対象として推薦する。</p>		
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<p>区長賞受賞団体は「みんなでまちづくりトーク」で事例発表する。 7 区の区長賞受賞団体の中から、市長賞受賞団体を決定する。</p>		
担当課	浜北区・区振興課	担当者	岩崎 英浩    電話    5 8 5 - 1 1 4 1

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 令和元年度浜松市市民活動表彰区長賞候補団体について

団体名	浜北郷土クラブ
団体の活動の目的	自分が生まれ育った、郷土浜北の歴史や自然生活等について、親子や仲間とともにさまざまな体験活動を通して、実践的に学び、豊かな人間性を育てる。
活動のきっかけ	当時、それまで土曜日は登校日だったのが、隔週で土曜日が休日となった事に伴い、子どもたちが有意義な休日を過ごせるような居場所づくりをしようと活動を始めたことがきっかけとなった。
活動の概要	設立以来、「田に赤米を植え、草取りをし、刈り取り、調理し、食べる」活動を中心に継続している。トウモロコシの種まきと収穫、地域の古墳・寺社の散策、川遊び、草木染めとカレー作り、宿泊体験、正月飾りと餅つき、土器作り、土器の鑑賞会と光る団子作り、記念文集作り等を通年で行っている。
成果	本年度で31年目、会員数は延べ600人を超える。会員は浜北区内の小学校1年から中学校3年までの児童・生徒が中心だが、近年では他区からの会員も増えている。年間15回の体験活動を通して、違う年代の仲間もでき、親同士も親しくなる等、コミュニケーションの形成にも役立っている。平成15年度と平成25年度に「青少年団体等の顕彰」を受賞。

## 浜松市市民活動表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、優れた市民活動を行った団体を表彰することで、市民主体のまちづくりを継続的に推進する浜松市市民活動表彰について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、市内で活動する法人その他グループをいう。

### (受賞団体の推薦)

第3条 区長は、浜松市市民活動表彰にふさわしいと認められる活動を行った団体を、第6条1項に規定する審査に推薦する。

2 浜松市市民活動表彰の受賞履歴がある活動について、再度推薦することはできない。

### (対象事業)

第4条 表彰の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業
- (7) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動に相当する事業は対象としない。

- (1) 営利活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 国、県、市からの委託事業

### (部門)

第5条 この要綱により定める賞は、以下の2部門で構成する。

- (1) 市長賞
- (2) 区長賞

2 前項第1号に規定する市長賞は、市長が授与する。

3 前項第2号に規定する区長賞は、区長が授与する。

4 市長は必要と認める場合に第1項第1号に規定する市長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

- 5 区長は必要と認める場合に第1項第2号に規定する区長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

(審査)

第6条 区長は、第3条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において審査を行った後、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて区長賞受賞団体を決定する。ただし、別途審査会を設置し区長賞受賞団体を決定する場合はこの限りでない。

- 2 前項の審査により選出する表彰受賞団体は、1区につき1団体とする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。

- 3 市長は、第1項の審査によって選出された区長賞受賞団体の活動内容について審査し、市長賞受賞団体を決定する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。